

新型コロナウイルスの影響により納税が困難な方へ

徴収猶予の「特例制度」

○ 新型コロナウイルスの影響により事業等に係る収入に相当の減少があった方は、1年間、地方税の徴収の猶予を受けることができるようになります。

○ 担保の提供は不要です。延滞金もかかりません。

(注) 猶予期間内における途中での納付や分割納付など、事業の状況に応じて計画的に納付していただくことも可能です。

対象となる方

以下①②のいずれも満たす納税者・特別徴収義務者（個人法人の別、規模は問わず）が対象となります。

①新型コロナウイルスの影響により、

令和2年2月以降の任意の期間（1か月以上）において、事業等に
係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上減少していること。

②一時に納付し、又は納入を行うことが困難であること。

(注) 「一時に納付し、又は納入を行うことが困難」かの判断については、少なくとも向こう半年間の事業資金を考慮に入れるなど、申請される方の置かれた状況に配慮し適切に対応します。

対象となる地方税

- ・ 令和2年2月1日から同3年2月1日（1/31→2/1に改め）までに納期限が到来する個人住民税、地方法人二税、固定資産税などほぼすべての税目（証紙徴収の方法で納めるものを除く）が対象になります。
- ・ これらのうち、既に納期限が過ぎている未納の地方税（他の猶予を受けているものを含む）についても、遡ってこの特例を利用することができます。

申請手続等

- ・ 関係法令の施行から2か月後、又は、納期限（納期限が延長された場合は延長後の期限）のいずれか遅い日までに申請が必要です。
- ・ 申請書のほか、収入や現預金の状況が分かる資料を提出していただきますが、提出が難しい場合は口頭によりおうかがいします。

【問い合わせ先：新冠町税務課(0146-47-2115)】

新冠町税条例の主な改正点について

令和2年6月に開会した新冠町議会において、新冠町税条例の一部を改正する条例が可決されましたので、主な改正点についてお知らせします。

1 令和3年度個人住民税関係

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直し

全てのひとり親家庭の方に対して公平な税制を実現する観点から、次の改正をおこなっています。

- ①婚姻歴や性別にかかわらず、生計を同じにする子（総所得が48万円以下）を有する単身者について、「ひとり親控除」30万円を適用する。
- ②離婚・死別の女性で子以外の扶養親族がいる方や死別の女性の方は、所得制限（総所得500万円以下）を設けて「寡婦控除」26万円を適用する。

住宅借入金特別税額控除の特例

住宅を取得し、令和2年12月31日までに入居した場合、住宅ローン減税の控除期間13年間の特例措置について、コロナ感染症の影響により入居が遅れた場合でも次の要件を満たし、**令和3年12月31日までに入居**していれば、特例措置の対象とします。

- ① 一定の期日までに契約が行われていること
 - ・注文住宅を新築する場合：令和2年9月末
 - ・分譲、既存住宅を取得する場合、増改築等をする場合：令和2年11月末
- ② コロナ感染症の影響によって入居が遅れたこと。

※確定申告時に入居が遅れたことを証する書類等が必要です。

寄附金税額控除の特例

政府の自粛要請等を踏まえて、イベントを中止等をした主催者に対し、購入チケット代金の払戻しを辞退した方は、その金額分を「寄附」とみなし、寄附金控除を受けられます。

対象となるイベント：文部科学大臣が指定した行事

文化庁・スポーツ庁のホームページに順次アップしています。

払戻しを辞退された方は、イベント主催者に払戻しを受けないことを連絡し、主催者から、「指定行事証明書」と「払戻請求権放棄証明書」を入手して、確定申告時に申告が必要です。

2 令和3年度固定資産税関係

中小事業者等の家屋及び償却資産に対する固定資産税の課税標準額の特例

●中小事業者等が所有し、かつ、その事業の用に供する家屋及び償却資産に課する令和3年度の固定資産税の課税標準額について、コロナ感染症の影響により、令和2年2月から10月までの連続する3か月の期間の収入が前年同期間と比べて減少している方は、課税標準額を次のとおりとします。

- ① 50%以上減少している場合 0（ゼロ）
- ② 前年同期と比べて30%以上50%未満減少している場合 1/2

※適用を受ける方は、令和3年1月31日までに新冠町長に申告が必要です。

●中小事業者等が令和2年4月30日から令和3年3月31日までの間に取得した生産性向上特別措置法に規定する先端設備等に該当する家屋や構築物について、固定資産税の課税標準額を賦課年度から3年度間に限り、0（ゼロ）とします。